

ひとり親家庭等生活支援事業（生活援助）について（事業者説明用）

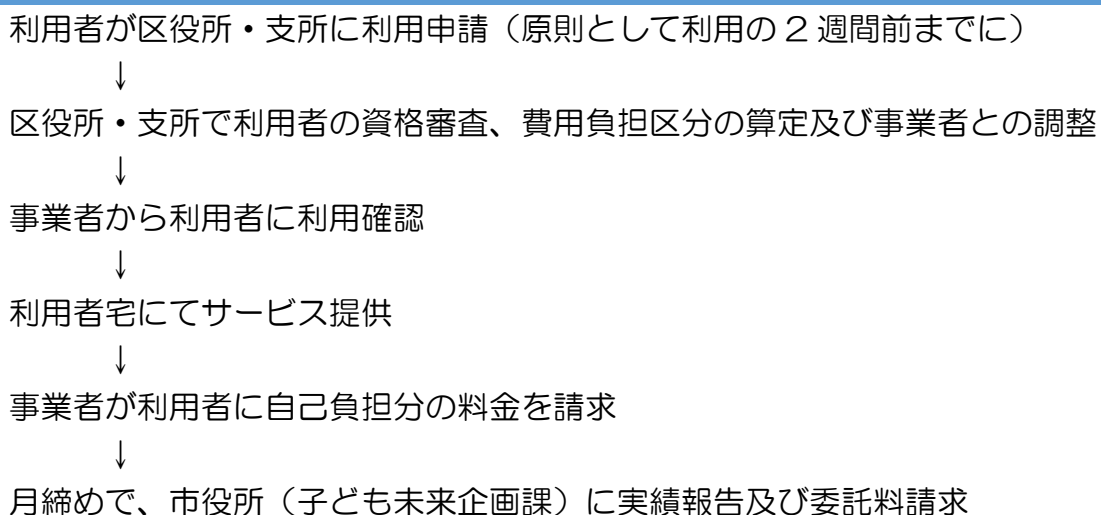
1 事業の内容

目 的	名古屋市内にお住まいのひとり親世帯・寡婦世帯・寡夫世帯、離婚前の困難を抱える母または父のいる世帯で、日常生活を営むのに支障がある家庭に対して、それらの家庭の生活の安定を図るためにヘルパーを派遣し、身体の介護及び家事の援助を行います。
対 象	① ひとり親世帯又は寡婦世帯、寡夫世帯、離婚前の困難を抱える世帯であって、当該ひとり親等又はその同居する祖父母が疾病等の状況にあって、一時的に日常生活に支障がある世帯 ② ひとり親世帯となって3年以内で、日常生活に援助の必要がある世帯 ③ 乳幼児又は小学校に就学する児童のいるひとり親世帯であって当該ひとり親の母等が就業上の理由で帰宅が遅くなる世帯 ※「ひとり親世帯」…配偶者のいない母または父（または父母に代わり児童を養育している方）とその20歳未満の児童からなる世帯。またはその児童の祖父母を含む世帯。 ※「寡婦世帯」…かつて母子家庭で、子が20歳以上となった世帯。またはその母の父母を含む世帯。 ※「寡夫世帯」…かつて父子家庭で、子が20歳以上となった世帯。またはその父の父母を含む世帯。
利用可能期間	① 一時的事由により援助を必要とする世帯 1事由につき10日以内（最長30日以内まで延長可） ② ひとり親世帯となって3年以内の世帯 当該3年以内 ③ 乳幼児又は小学校に就学する児童のいる世帯 乳幼児又は小学校に就学する児童のいる期間
派遣場所	原則、利用者の自宅
派遣回数・時間	1日1回、1日1時間以上3時間まで 週6日以内、1週あたり18時間以内
派遣日時※	・月～土曜 午前8時～午後8時 ・日曜 午前9時～午後5時

利用しない日※	年末年始（12月31日～1月3日）
委託料	1時間あたり3,140円（交通費込み）

※当該事業所の開所日・開所時間内に限ります。

2 利用の流れ



3 派遣場所

原則、利用者の自宅となります。

ひとり親自身が留守（不在）の場合の派遣については、鍵の管理ができる小学生以上の子どもまたは祖父母がいる場合に限りします。

また、母子生活支援施設に入所している場合であっても、昼間に介助する者がいないと認められる場合には、派遣することができます。

4 サービス内容

対象とするサービスの内容については、派遣対象世帯における家事のうち直接的、日常的に必要な業務に限るものとしています。

① 身体介護に関すること。

食事の介護、排泄の介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、身体の清拭、洗髪、通院等の介助、その他必要な身体介護

② 家事等に関すること。

調理、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除、整理整頓、生活必需品の買物、乳幼児及び小学校に就学中の児童の保育、その他必要な家事

※ 対象としないサービス内容

- ・当該世帯の生産的活動にかかる業務…田畑の耕作、商品の販売、店番等
- ・直接的、平常的でないと判断される業務…大掃除、病児の看病等
- ・利用者の余暇的な内容の支援に係る業務…必要性の乏しい外出等
- ・その他直接身の回りの世話に属しないと判断される業務…来客接待、留守番等

5 利用者負担額

利用者が負担する料金は、世帯の所得に応じて下表のとおりとなっており、区役所・支所での利用決定の際に、負担額についても決定します。

区 分		利用者負担額 (1時間あたり)
A	生活保護世帯又は支援給付受給世帯(単給世帯を含む)	0 円
	当該年度分(4月から10月までの派遣にあつては前年度分)の市町村民税非課税世帯(利用申込までに市町村民税の全額免除があつた場合を含む)	
B	A 階層以外で前年(1月から10月までの派遣にあつては前々年)の所得が児童扶養手当支給水準の世帯	150 円
C	A 及び B 階層以外の世帯	300 円

月ごとの利用時間数の合計し、事業所から利用者本人に負担額を徴収してください(1時間未満の端数がある場合、切り捨てて計算してください)。

利用時間は、基本的にヘルパーが利用者宅に着いてから辞去(帰る)までの時間で算出してください。

利用前日 17 時以降のキャンセルは、キャンセル料として 1 時間分の負担額を徴収してください。

委託料は 3, 140 円(1 時間あたり、交通費込み)ですが、市への請求額は上記の負担額を引いた残りとなります。

6 毎月の実績報告及び委託料請求

毎月 10 日までに実績報告書及び請求書を提出してください。

委託料については、派遣時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げて計算してください。

7 事業の担当部署

(1) 事業者登録、契約、委託料請求等の担当

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電 話：052-972-2522 F A X：052-972-4204

(2) 利用者の窓口、事業所との利用調整等の担当

各区役所民生子ども課 又は 各支所区民福祉課

部署	所在地	電話／FAX
千種区民生子ども課	千種区覚王山通 8-37	753-1842／751-3120
東区民生子ども課	東区筒井一丁目 7-74	934-1191／936-4303
北区民生子ども課	北区清水四丁目 17-1	917-6520／917-6512
北区楠支所区民福祉課	北区楠二丁目 974	901-2264／902-1843
西区民生子ども課	西区花の木二丁目 18-1	523-4593／523-4630
西区山田支所区民福祉課	西区八筋町 358 の 2	501-4971／503-3986
中村区民生子ども課	中村区竹橋町 36-31	433-2983／433-2068
中区民生子ども課	中区栄四丁目 1-8	265-2318／241-6986
昭和区民生子ども課	昭和区阿由知通 3-19	735-3903／735-3909
瑞穂区民生子ども課	瑞穂区瑞穂通 3-32	852-9383／852-9375
熱田区民生子ども課	熱田区神宮三丁目 1-15	683-9913／682-0346
中川区民生子ども課	中川区高畑一丁目 223	363-4411／363-4302
中川区富田支所区民福祉課	中川区春田三丁目 215	301-8361／301-8661
港区民生子ども課	港区港明一丁目 12-20	654-9711／651-1190
港区南陽支所区民福祉課	港区春田野三丁目 1801	301-8342／301-8411
南区民生子ども課	南区前浜通 3-10	823-9395／823-9426
守山区民生子ども課	守山区小幡一丁目 3-1	796-4602／796-4627
守山区志段味支所 区民福祉課	守山区大字下志段味 字横堤 1390-1	736-2187／736-4670
緑区民生子ども課	緑区青山二丁目 15	625-3962／621-6858
緑区徳重支所区民福祉課	緑区鳴海町字徳重 18 の 41	875-2213／875-2215
名東区民生子ども課	名東区上社二丁目 50	778-3096／774-2781
天白区民生子ども課	天白区島田二丁目 201	807-3881／807-3829